

静 岡 市 報

号 外

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日・随時

告 示

静岡市告示第395号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、特定有害物質に汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部について指定を解除したので、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 23 日

静岡市長 難 波 喬 司

記

区域 1

1 指定を解除する要措置区域

静岡市駿河区八幡二丁目 1 番13、1 番45及び 1 番47のそれぞれの一部（平面図「区域 1」のとおり）

2 当該区域において講じられた汚染除去等の措置

原位置浄化

3 当該区域において土壤の汚染状態が第二溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

クロロエチレン

1, 2-ジクロロエチレン

4 当該区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

区域2

1 指定を解除する要措置区域

静岡市駿河区八幡二丁目1番13及び1番46のそれぞれの一部（平面図「区域2」のとおり）

2 当該区域において講じられた汚染除去等の措置

原位置浄化

3 当該区域において土壌の汚染状態が第二溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

クロロエチレン

1,2-ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

（別図）

【周辺地図】



静岡市駿河区八幡二丁目16番32号（住居表示）の一部

静岡市駿河区八幡二丁目1番13、1番45、1番46及び1番47（地番表示）のそれぞれの一部

【平面図】要措置区域

